

議案第66号 補足資料

市交流センターにかかる指定管理者委託費の見直しについて

指定管理者の指定には、地方自治法第244条の2第6項に基づき、あらかじめ当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされているが、指定管理料の変更は、かすみがうら市交流センターの管理に関する基本協定第30条（「指定管理料の変更」）に基づき、甲乙協議の上管理料の変更を行うことができることとしている。【下記①】

また、指定管理料は市と管理者が年度当初に締結する「年度協定」において定めることとしている（年度協定第1条「年度協定の目的」）。【下記②】

①かすみがうら市交流センターの管理に関する基本協定（平成28年9月議決）より抜粋

（指定管理料の変更）

第30条 甲又は乙は、指定期間中に賃金水準又は物価水準の変動により当初合意された指定管理料が不適当となったと認めるときは、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 変更の要否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

②かすみがうら市交流センターの管理に関する年度協定書（平成30年度）より抜粋

かすみがうら市（以下「甲」という。）と株式会社未来づくりカンパニー（以下「乙」という。）とは、平成28年9月9日に、かすみがうら市交流センター（以下「本施設」という。）の管理に関して締結したかすみがうら市交流センターの管理に関する基本協定書（平成28年9月23日の議会の議決をもって基本協定書として有効。以下「基本協定」という。）に基づき、本施設の管理に係る年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、本施設の管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料（又は甲への納付金額）等を定めることを目的とするものである。

（平成30年度の業務内容）

第2条 甲及び乙は、平成30年度の業務内容は、基本協定書第8条及び第9条に定めるとおりであることを確認する。

（平成30年度の指定管理料）

第3条 甲は、乙に対し、本業務の実施の対価として、平成30年度の指定管理料、金5,929,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払う。